

新潟県立佐渡総合高等学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動について

【運動部】 ソフトテニス（男女）、バスケットボール（男女）、バドミントン（男女）、バレーボール（男女）、卓球（男女）、野球、陸上競技

【文化部】 スタートアップ、ボランティア、音楽、茶道、写真、測量、美術漫画、農業クラブ、商業クラブ

【同好会】 柔道同好会

- (2) 活動時間及び日数について

① 活動時間 学期中 平日 2 時間 週休日等 3 時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）
長期休業中 平日・週休日等 3 時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）

② 休養日 原則として、平日 1 日以上、週休日等 1 日以上の週 2 日とし、年間で 100 日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に 50 日以上を充てることとする。
別紙「年間活動計画」による。

③ その他

- ・ 定期考査 1 週間前（土日含む）から考査終了までの期間は、部活動を行わない。ただし、大会直前などの特別な事情がある場合は校長に相談し、生徒及び保護者の同意の下、必要最小限の練習日、練習時間で実施することがある。
- ・ 原則として、学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 原則として、平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3 か月以内に補う。

- (3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3. 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

- (2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。